

鳥取縣公報

本報ノ大キサハ國定規格A五判

昭和二十六年一月十一日
外 木曜日

告示

◇鳥取縣告示第二十号

昭和二十五年十二月鳥取縣告示第六四四号の一部を次のように改正する。

昭和二十六年一月十一日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

八頭郡八上村谷口順喜、八頭郡佐治村西尾壽一の欄を削除する。
八頭郡佐治村西尾保博の營業所の所在地を加瀬木一、二六三と改める。

◇鳥取縣告示第二十一号

昭和二十五年十二月鳥取縣告示第五百九十四号の一部を

次のように改正する。

昭和二十六年一月十一日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

三、の神奈川村の次に日野村を加える。
四、の日野村を削除する。

◇鳥取縣告示第二十二号

昭和二十五年十二月鳥取縣告示第五百九十二号中日野郡根雨町及び同郡日野村の項を削除し次の市町村の項を次のように改正し又は定める。

昭和二十六年一月十一日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

鳥取縣公報 毎週 曜日発行 (休日ニ當ル)

昭和二十六年一月十一日

外 (昭和四年四月十五日)

第三種郵便物認可

郡市町

事業区域名

事業区域の範囲

鳥取市

鳥取第一事業区域

賀露町を除く鳥取市、面影村大字大代部落の一部、宇倍野村大字宮下部落の一部

岩美郡

面影村

大代部落の一部を除く面影村

同 宇倍野村

宇倍野村

宮ノ下部落の一部を除く宇倍野村

八頭郡

智頭区

智頭、南方、市瀬、本折中島、久志谷、三田、山根、岩神

同

山形区

篠坂、毛谷、郷原、西野、大呂、芦津、八河谷

同

那岐、土師、富沢区

宇塚、奥本、大脊、野原、眞鹿野、大屋、早瀬、慶所、三吉、埴師、木原、横田、穂見、中田、坂原、惣地、新見、波多、宇波

鳥取縣告示第二十三号

昭和二十五年十二月鳥取縣告示第五百九十三号の末尾に次の項を加える。

昭和二十六年一月十一日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

漁業協同組合事務所

長和瀬

夏泊

同 氣高郡青谷町

同

昭和二十六年一月十一日印刷
昭和二十六年二月十一日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

發行所

鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町

印刷所

鳥取縣